

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月31日

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此下 竜矢

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄司 友彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄司 友彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)	
その他の者に対する割当	84,000,000円
(第12回新株予約権証券)	
その他の者に対する割当	5,823,363円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	498,569,463円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	昭和ホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 84,000,000円
各社債の金額(円)	金 2,100,000円
発行価額の総額(円)	金 84,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率(%)	年利2.5%
利払日	毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。</li> <li>2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。</li> <li>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</li> <li>4. 償還期日後は利息をつけない。</li> <li>5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。</li> <li>6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。</li> </ol>
償還期限	平成32年8月16日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</li> <li>2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本社債の元本は、平成32年8月16日にその総額を償還する。</li> <li>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</li> <li>(3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</li> <li>(4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め14日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。</li> <li>(5) 当社は、平成30年7月31日付の当社取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</li> </ol> </li> </ol>

	(6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
募集の方法	第三者割当の方法により、BENEFIT POWER INC.に84,000,000円(額面2,100,000円の40個)を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はない。
申込期間	平成30年8月16日
申込取扱場所	千葉県柏市十余二348番地 昭和ホールディングス株式会社 管理部
払込期日	平成30年8月17日(金)
振替機関	該当事項はない。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はない。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はない。

- (注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
2. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
3. 取得格付  
格付けは取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	昭和ホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。 2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金70円とする。

	<p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> <p>なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <p>時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合      当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合      時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合      当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合      株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{\left( \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整前転換価額}} - \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 84,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額          本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金          本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年8月17日(本新株予約権付社債の払込み後)から平成32年8月16日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 昭和ホールディングス株式会社 管理部 千葉県柏市十倉二348番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会みずほ銀行 京橋支店 東京都中央区京橋二丁目7番19号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はない。

- (注) 1 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された新株予約権の数は、額面2,100,000円あたり1個とし、合計40個の新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
- 3 株式の交付方法  
当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 4 本新株予約権と引換えに金額の払込を要しないこととする理由  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

## 2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	63,993個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	5,823,363円
発行価格	新株予約権1個につき91円(新株予約権の目的である株式1株につき0.91円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年8月16日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	昭和ホールディングス株式会社 管理部 千葉県柏市十余二348
払込期日	平成30年8月17日
割当日	平成30年8月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店

(注) 1. 第12回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年7月31日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所へ申し込みをし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申し込みがない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数6,399,300株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。))は、金77円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>498,569,463円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年8月17日から平成32年8月16日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 昭和ホールディングス株式会社 管理部 千葉県柏市十倉二348</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はなし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会みずほ銀行 京橋支店 東京都中央区京橋二丁目7番19号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>本新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引終値が20取引日連続して行使価額の50%を下回った場合には、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はない。

## (注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

## 2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

## 4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
582,569,463	16,569,463	566,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株予約権付社債の払込金額の総額 84,000,000円

本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額

498,569,463円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、ファイナンス・アドバイザー費用10百万円(KHNG株式会社、神奈川県逗子市小坪6-6-46、代表取締役 星野智之)、新株予約権公正価値算定費用2百万円、弁護士費用300千円、登録免許税を含む登記関連費用3百万円、反社会的勢力に関する調査費用400千円、その他事務費用869千円等であります。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計566,000,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

なお、調達資金は老朽化した工場内電気設備の更新となるゴム事業への充当を優先し、新株予約権付社債による調達資金は全てゴム事業へ充当して、次に食品事業の生産設備の更新ならびに修繕へ充当するものとし、スポーツ事業への充当は相応しい案件が出てきた際に支出する予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ゴム事業への出資及び貸付 (電気設備の更新)	260	平成30年8月 ～ 平成31年12月
スポーツ事業への出資及び貸付 (新規テニススクールの獲得・開設)	200	平成31年5月 ～ 平成31年12月
食品事業への出資及び貸付 (生産設備の更新) (生産設備の修繕)	106	平成30年8月 ～ 平成31年1月

当社は、子会社の株式会社ウェッジホールディングスと合同で策定し平成27年6月15日に公表した、当社グループの中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」におきましては、平成30年3月期末において未達となりましたが、ライトアセットで主にASEAN地域を中心に事業展開を行うことで、当社グループを継続的に成長させることを目標として事業活動を継続しており、平成30年6月27日に当該中期経営計画をさらに進化させた次期中期経営計画「アクセルプラン「再発進」2018～2023(以下、「次期中期経営計画」といいます。))を公表いたしました。当該中期経営計画を達成するために資金を投入していく予定です。

当社グループは、平成29年3月期において、主にDigital Finance事業の伸長により連結売上高127億円、連結営業利益35.57億円、連結経常利益33.97億円、連結当期純利益3.76億円を計上いたしました。しかしながら、平成29年10月16日に、当該事業を行う当社連結子会社Group Lease PCL(以下、「GL」といいます。))におきまして、当時の同社取締役最高経営責任者である此下益司氏がタイ証券取引委員会(以下、「タイSEC」といいます。))から、偽計及び不正行為の可能性を指摘され、当該案件はタイSECの申し立てによりタイ法務省特別捜査局(以下、「タイDSI」といいます。))の調査を受けることとなりました。そしてその後、GLの大口債権者であるJトラスト子会社J Trust Asia. Pte. Ltd. から、GL及びGLの子会社等が複数の訴訟の提起を受けております。GLにおいては210百万USドルの損害賠償請求及び会社更生申立の訴訟を受けそれぞれ係争中であり、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. においては210百万USドルの損害賠償請求が係争中であります。これらの影響は、現在においても当社グループの様々な面に影響を及ぼしており、当然に金融機関による当社へ貸し出しする際の融資判断にも影響を与えております。

(当該事案につきましては、当社ホームページ上の平成29年10月16日付「Group Lease Public Company Limited株式取引の一時停止について」を第一回目とし、その後も(経過報告)として継続的に公表しておりますのでご参照ください。以下、これらの状況をまとめ「本件事案」といいます。)

当社は、平成29年11月には、本件事案の影響を当社の財務諸表上どのように取り扱うべきか検討を進めておりましたが、その時点で本件事案に関連して生じる可能性のあるすべてのリスク(損失)を当社の連結財務諸表に反映し投資家の皆様に公表すべきと考え、平成29年12月14日に公表した平成30年3月期第2四半期決算短信(連結)において、多額の貸倒引当金及び投資損失等を計上することいたしました。その結果も影響し、平成30年3月期末において中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」は、未達となり、連結売上高132億円、連結営業利益15.99億円、連結経常損失40.13億円、連結当期純損失34.27億円となりました。

(当該平成29年12月14日に当社が公表した貸倒引当金及び投資損失等の詳細につきましては、当社ホームページ上の平成29年12月14日付「当社の財務諸表に重要な影響を及ぼす販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別損失の発生に関するお知らせ」を、また、平成30年3月期の当社の業績につきましては、平成30年5月15日付「平成30年3月期 決算短信[日本基準]」(連結)をご参照ください。)

当社グループといたしましては、次期中期経営計画を策定するにあたり本件事案が発生以後の当社の置かれている状況を鑑み、今後も事業活動を維持、永続的に発展していくためには、ゴム事業では老朽化している工場内設備の更新及び修繕を行うこと、スポーツ事業におきましては今後伸長が見込むことができるテニススクール再生事業を同事業における強化課題として進めていくこと、食品事業におきましても更新時期を迎える製造機械について順次入れ替えを行っていくことを行うべきだと判断し考え、現在の当社グループの収益及びキャッシュ・フローの額を上回る投資が必要であると考えております。現時点において、当社グループでは、次期中期経営計画の策定を行い、当社グループの事業は留まることなく日々継続的に継続しておりますので、ゴム事業、スポーツ事業、食品事業の3事業において、新たな資金調達が必要であると判断いたしました。

それぞれの事業における必要事業展開資金の概要は、以下の通りです。

(1) ゴム事業(2.6億円)

当社グループにおいて、ゴム事業は、当社の創業事業であり、日本国内におきましては連結子会社昭和ゴム㈱がゴム産業消費材の製造、施工、販売を行っております。昭和ゴム㈱の置かれている環境といたしましては、日本国内においては昭和ゴム㈱のライニング技術(注：プラント設備等に設置使用される金属製のタンクまたは配管用パイプ等の内部に、酸性溶液等による腐食を防止することを目的にゴム製シートを貼付施工する技術)が必要となる化学・食品などのプラント工場の新設が停滞し、また、昭和ゴム㈱の製品が組み込まれ稼働する会社の製造部門が海外移転するなど当社のゴム事業が必要とされる産業分野の成長は鈍化しているのが実情です。一方、ASEAN地域におきましては、当社のゴムライニング技術が必要となる化学、食品などのプラントの建設は、現在でも数多く進んでおり、また、その経済成長の堅調さから、当社のゴム製品が組み込まれる産業用設備機械などの需要も旺盛です。

当社といたしましては、昭和ゴム㈱のゴム事業の業績拡大にASEANの堅調な経済成長を取り込む為、当社は、ASEANにおける活動拠点を広げ、現在では、マレーシアとタイにゴム製品の製造及び営業拠点を持ち、ベトナム、インドネシア、中国にゴム製品の営業拠点を設置することで営業活動を活性化しており、次期経営計画におきましては、アジア全域での生産体制、営業活動の最適化及び迅速化を進めるべく、アジア各国における情報と権限を各国の子会社の社長から、同地域を束ねる担当取締役である宗宮保に集約化していくこと及び、日本国内におきましても当社連結子会社の昭和ゴム(株)と同社と平成25年12月1日に業務提携を締結し、工業用ゴム製品の代理業を行う常盤ゴム㈱を両社社長である山口紀行が兼務する体制で事業の拡大及び収益化を目指します。

ゴム事業としましては、ASEANを中心としたアジア全域の需要を取り込んでいくことで、業績改善を図って参りますが、ゴム関連製品の製造や施工並びに、原材料の品質・製造方法等の知財及びノウハウの試験研究の拠点となる昭和ゴム㈱の千葉県柏市の製造工場の生産設備の更新を行う必要が出てきております。具体的には、同工場の特高受電設備ならびに構内変電・送電設備の更新費用として、新株予約権付社債の発行により調達した資金の一部及び、新株予約権の行使により調達した資金を当社から昭和ゴム㈱に対して貸付を行う形で資金を投下して参ります。

(2) スポーツ事業(2.0億円)

当社グループにおいて、スポーツ事業は、連結子会社㈱ルーセントが、「ルーセント」ブランドで、ウェア、グッズ等のスポーツ用品の製造販売、及び、ソフトテニスボールの製造販売、スポーツ施設の工事請負、テニススクールの再生・運営請負事業等を行っております。特にソフトテニスボールの製造販売では、当社創業期以来110年以上継続しており、㈱ルーセントはソフトテニスボールの国内二大メーカーの一翼を担い中高のクラブ活動を中心に広く親しまれております。

また、平成21年5月からは硬式テニス分野に再進出し、大阪府で3拠点、奈良県で1拠点、熊本県1拠点、千葉県1拠点、合計で24面のテニスコートを有するテニススクールの運営・再生事業(注：経営者の後継者不足または施設の老朽化や講師などの人材不足、並びに近隣の競合テニススクールの動向により競争力を失い、売却もしくは事業譲渡または運営委託を希望する既存のテニススクールに対し、当該テニススクールの購入または、運営受託、コーチの派遣等により再建再生する事業)を行っており、スクールの受講生は、確実に増加して推移しております。

スポーツ事業としましては、特に㈱ルーセントにおいて現在行っているテニススクールの運営・再生事業が堅調に推移していることから、テニススクールの再生事業を拡大し、早急に合計で50面までテニスコートを増やし、業績向上につなげていきたいと考えております。

現在、具体的に買収を検討している案件はありませんが、現在の主要な事業エリアである関西、九州、関東において検討案件があった場合には、購入もしくは事業譲受または運営受託が可能となるよう資金的な手当てが必要であり、過去の所要資金の実績を参考として、新株予約権が順次行使されることによって取得できる2.0億円を、当社から㈱ルーセントに対し資金の貸付、又は、当社が当該資産を取得し、㈱ルーセントに対し当該資産を貸し付ける形で資金を投下して参ります。

### (3) 食品事業(1.06億円)

当社グループにおいて、食品事業は、主に明日香食品株式会社(当社が同社の株式を実質49%保有しております)、日本橋本町菓子処株式会社(当社が同社の株式を実質49%保有しております。)、㈱明日香(明日香食品㈱が同社の株式を100%保有しております。)の3社が主体となって進めており、明日香食品㈱、日本橋本町菓子処㈱、㈱明日香の3社(以下3社を「明日香食品等」といいます。)は当社が実質49%の支配する持分法適用関連会社となります。

なお、明日香食品等には、当社以外の株主として、実質51%の支配をする株主(A.P.F.Group Co.,Ltd)が存在しておりますが、明日香食品等の食品事業につきましては、これまでも当社が明日香食品等の経営指導を行い、当社だけが同社等から経営指導料を受領(平成29年3月期の実績1.27億円、平成30年3月期の実績1.68億円)しております。また、食品事業につきましては、これまでも中期経営計画でも、当社の主要事業として位置づけており、今後も食品事業を伸ばし、当社グループにその収益取り込み、当社グループの企業価値向上に努めていきたいと考えていることから、当社が主体的になって投資を行うものです。

食品事業につきましては、日本国内で主要な大手小売り業者を顧客とした和菓子の製造販売を行っておりませんが、明日香食品等では、大福や団子等の通常の和菓子以外にも、各分野の専門家とも連携し少子高齢化及び成人病及び生活習慣予防に対応した商品の開発を進めており、低糖質の和菓子を発売しております。次期中期経営計画に基づき安定した原材料・資材の調達やアジア展開も視野に入れ、売上及び収益ともに拡大できるよう最善を尽くしております。

食品事業といたしましては以上の施策を進めて参りますが、それを進めるにあたり、明日香食品等の生産設備が順次更新周期に差し掛かっており、具体的には、大阪府八尾市にある明日香食品㈱の生産工場、並びに、千葉県野田市にある㈱明日香の生産工場における和菓子の設備(具体的には、空調設備や和菓子の包餡機、ミキサー、串機等)更新及びメンテナンスを順次実施する為の資金が必要となっております。これらを行うことを目的として、この度順次新株予約権の行使による獲得した資金を使用し、当社から大阪府八尾市にある生産工場及び千葉県野田市に生産工場を保有する㈱明日香の100%親会社である明日香食品㈱に対して貸付を行う形で資金を投下して参ります。

上記に記載の通り、当社といたしましては、当社グループの上記3事業において、新たな事業資金(合計約5.66億円)が必要であると判断したことから、この度資金調達を行うことを決定いたしました。

なお、当社グループでは上記に記載した3事業のほか、Digital Finance事業とコンテンツ事業という2事業を営んでおります。これら2事業につきましても、次期中期経営計画を策定するにあたり追加的な事業資金が必要となりますので、当社の本資金調達とは別に、当社連結子会社の㈱ウェッジホールディングスにおいて資金調達を実施する予定です。㈱ウェッジホールディングスにおける資金調達につきましては、本日付で㈱ウェッジホールディングスが公表した、「第三者割当による第10回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上の通り、この度本第三者割当による新株予約権及び新株予約権付社債の発行並びに新株予約権の行使に伴い調達する予定の資金につきましては、主に事業の基礎となる生産設備更新や修繕、及び新たな事業拠点の開設等の資産の取得することを使途としておりますので、通常の事業継続のための運転資金として現在当社の保有する現預金とは区別し、その必要となる資金の全額を外部調達することとしております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

a. 割当予定先の概要	名称	BENEFIT POWER INC. (ベネフィット パワー インク)
	本店の所在地	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の役職及び氏名	Director ZOU DAOJI
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	資本金	US\$1
	事業内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	Director ZOU DAOJI 100%
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、当社が必要とする事業資金について、間接金融のみならず、直接金融からの調達を含め、今回の割当増資以外にも資金調達方法を検討しておりました。そのような中で、平成30年4月下旬に当社はアドバイザー業務を事業として展開しているKHNG株式会社(神奈川県逗子市小坪6-6-46 代表取締役 星野智之)にファイナンスに関する営業を受け、当社が第三者割当増資の引き受け手を探していることを相談したところBENEFIT POWER INC. (以下、「割当予定先」といいます。)を引受先の投資家としてご紹介していただきました。割当予定先のDirector ZOU DAOJI氏には、当社グループの事業戦略及び、資金使途等を理解していただいたうえで、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、平成30年6月に、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行という方法でご提案いただきました。これを基に、当社は割当予定先のファイナンシャルアドバイザーである株式会社NGUの代表取締役の小杉洋介氏を通じて協議を重ね、昨今の資金調達手段の商品設計等について、市場の公平性や既存株主の配慮といった観点から、行使価格修正条項を付さない転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行及び割当をすることとしました。株式会社NGUはピクセルカンパニーズ株式会社のファイナンシャルアドバイザーの実績を有しており、割当予定先はこれまで株式会社カイカの関連会社であったる中訊軟件集団股份有限公司やピクセルカンパニーズ株式会社への投資実績があることに鑑み割当先とすることといたしました。また、資本政策に変更が生じた際には、当社の判断において本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができること、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことを割当予定先のファイナンシャルアドバイザーである株式会社NGU代表取締役の小杉洋介氏と当社代表取締役である庄司友彦が面談を行い、提案書を受領した際に、口頭により説明を受けることで間接的に確認いたしましたこと、等を総合的に勘案した上で決定いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債の目的となる株式の数

BENEFIT POWER INC. : 1,200,000株

本新株予約権の目的となる株式の数

BENEFIT POWER INC. : 6,399,300株

## e. 株券等の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針と割当予定先のフィナンシャルアドバイザーである株式会社NGU代表取締役の小杉洋介氏を通じて間接的に伺っております。また、本新株予約権の割当に際して、当社の機動的な資金調達要請に応じることとなっております。

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在につきまして、本新株予約権付社債及び本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、割当予定先から証券口座及び銀行口座に係る平成30年6月度の取引報告書を受領し、平成30年6月30日現在において払込みや権利行使に十分な資金残高を有しており、当該資金が自己資金であることを確認しており、当社としては払い込みに支障はないと判断しております。

## g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先について、その役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所：東京都港区赤坂2-8-11-4F代表取締役：羽田寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。しかしながら、割当予定先の代表者であるZOU DAOJI氏についての情報量が不足している為、状況に応じてヒアリング等の手法を用い、これまでの経緯等を確認する必要があるものと考察されると調査報告書に記載があったことから、割当予定先のフィナンシャルアドバイザーである、株式会社NGU代表取締役の小杉洋介氏と当社代表取締役である庄司友彦が面談を行い提案書を受領した際に、反社会的勢力との関係及び個人の属性を確認し、ZOU DAOJI氏が反社会的勢力との関係がないこと及び投資運用業を行う中国の資産家である投資家であることを口頭により説明を受けることで間接的に確認いたしました。また、株式会社NGUについて、株式会社セキュリティ&リサーチへ調査を依頼したところ、同社自身が実施している関係性調査において同社と株式会社NGUとの間で一定の関係性が見つかったことから調査を引き受けていただくことができず、改めて他の第三者機関であるリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社(住所：東京都港区麻布十番1-2-3 代表取締役：水田旭)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、株式会社NGUの関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされており、なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

##### 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公平性を期すため、独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号 TOC第二ビル代表取締役 山本 剛史）（以下「第三者算定機関」といいます。）に依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を取得しております。

第三者算定機関は、一定の前提（権利行使期間、転換価額、当社株式の株価、ボラティリティ（52.63%）、配当率（0%）、及び無リスク利率（-0.117%））をおいております。当社の行動としては、基本的に割当予定先の転換を待つものとしております。一方、割当予定先の行動としては、株価が転換価額を上回っている場合、随時普通株式への転換を行い、取得した株式を市場において売却するものとし、1日に売却する株式数を1日当たり平均売買出来高の約10%と想定しております。その上で、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり97.50円と算定いたしました。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき100円）と第三者算定機関の算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会の意見等は以下の通りです。

「本新株予約権付社債の転換価額の検討は、第三者評価機関の算定結果に基づき行われており、第三者評価機関の算定方法や手順は、一般的に公正妥当と判断できること、且つ、割当予定先に発行する本新株予約権付社債の転換価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価額と概ね見合っていることから有利発行には当たらないと考えられ、取締役会の決定についても、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われていることから、その判断は妥当であると考えております。」

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の算定に際しては、公平性を期すため、独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号 TOC第二ビル 代表取締役 山本 剛史）（以下「第三者算定機関」といいます。）に依頼し、本新株予約権に関する評価報告書を取得しております。

第三者算定機関は、一定の前提（権利行使期間、行使価額、当社株式の株価、ボラティリティ（52.63%）、配当率（0%）、及び無リスク利率（-0.117%））をおいております。当社の行動としては、基本的に割当予定先の行使を待つものとしております。一方、割当予定先の行動としては、株価が10取引日連続して行使価額を20%以上上回っている場合、10取引日の1日平均出来高の10%に相当する本新株予約権を行使し、取得した株式を市場において売却するものとし、1日に売却する株式数を1日当たり平均売買出来高の約10%と想定しております。その上で、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の公正価値を本新株予約権1個当たり91円と算定いたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関の行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

また、新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会の意見等は以下の通りです。

「新株予約権の発行価額の検討は、第三者評価機関の算定結果に基づき行われており、第三者評価機関の算定方法や手順は、一般的に公正妥当と判断できること、且つ、割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されていることから有利発行には当たらないと考えられ、取締役会の決定についても、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように

配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われていることから、その判断は妥当であると考えております。」

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使又は転換により増加する新株式数(7,599,000株)の平成30年3月31日現在の当社発行済み株式総数に対する割合は10.00%(議決権に対する割合は10.01%)となっており、それぞれ希薄化が生じることになります。しかしながら、当該資金調達は、当社グループが継続的に事業活動を行う為の資金需要を満たす為のものであり、同時に自己資本の充実と財務戦略の柔軟性の確保を図り、当社グループの企業価値の向上を目指すものであります。従いまして、当該資金調達に係る本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、全ての本新株予約権及び本新株予約権付社債が行使又は転換された場合に発行される当社の普通株式7,599,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高は228,719株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は277,953株、及び過去1ヶ月間における1日あたりの平均出来高は84,645株となっております。当該平均出来高を参考に、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式が、株式市場において売却された場合の流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数：245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日あたりの売却数量は15,509株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の6.8%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

以上のとおり、当該資金調達が無事成功することにより、当社グループが事業を継続し、且つ、自己資本の充実も果たすことができることを勘案しますと、当社グループの企業価値向上につながると考えられ、既存株主の利益にもつながることから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による株式発行の数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有していると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
A.P.F.Group Co.,Ltd.	Palm Grove House, P.O.Box438, Road Town,Tortola, British Virgin Islands	44,324,400	58.69	44,324,400	53.33
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			7,599,300	9.14
明日香野ホールディングス株式会社	大阪府八尾市老原7丁目 85-1	3,840,000	5.08	3,840,000	4.62
山田 紘一郎	東京都中野区	1,000,000	1.32	1,000,000	1.20
此下 竜矢	東京都中央区	368,400	0.49	368,400	0.44
高木証券株式会社	大阪市北区梅田1丁目3-1	349,400	0.46	349,400	0.42
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	259,318	0.34	259,318	0.31
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	223,900	0.30	223,900	0.27
戸谷 雅美	東京都目黒区	214,900	0.28	214,900	0.26
須藤 裕	東京都調布市	211,800	0.28	211,800	0.25
鈴木 到	東京都墨田区	210,000	0.28	210,000	0.25
計		51,002,118	67.54	58,601,418	70.51

(注) 1. 平成30年3月31日時点の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月31日現在の総議決権数に、本新株予約権付社債の目的となる株式の発行及び本新株予約権の行使による株式の発行により増加する議決権数(75,990個)を加えて算定しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の株券等の保有目的は純投資ということであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を、比較的短期間に売却を行うことを目標としている旨を口頭にて確認しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第117期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月31日)までの間に生じた追加事項は以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在(平成30年7月31日)において当社が判断したものであります。

#### 事業等のリスク

##### 1. タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項等について

タイSECは、平成29年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」)に対しGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)元最高経営責任者(CEO)であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE.LTD.(以下「GLH」という。)が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引(以下「GLH融資取引」という。)が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14~25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、平成29年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

平成29年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited(以下「EY」という。)から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表(2017年2月28日発表)
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表(2017年5月12日発表)
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表(2017年8月15日発表)

と3回分となります。

(なお、上記3回分の報告書につきましては、平成29年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。)

また、G Lは、平成29年11月14日に、G L H融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期(2017年9月)の決算を公表しており、E YからT A I S E Cの指摘事項及びG L H融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、G Lにおいて、問題となるG L H融資取引の特定を進めるためにT A I S E Cに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにG L H融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

G Lでは、G L H融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることともしており、Mazars LLPを特別監査人に選任しております。

また、当社では、G L H融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成29年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

平成29年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、T A I S E Cの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

当社グループといたしましては、引き続き、T A I S E CやT A I D S Iに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、T A I D S Iの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引員会(以下「T A I S E C」という。)から公表された事項について」に起因し、G LはG Lの株主で大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「Jトラストアジア」という。)から、平成29年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、G LがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引員会(以下「T A I S E C」という。)から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、平成30年1月12日にJトラストは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、G L並びにG L Hに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

### (1) タイで開始された法的手続きについて

#### 民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、平成30年1月9日に、此下益司氏、G L、及びG Lの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました(民事事件Black Case No. Por. 83/2561)。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

#### G Lに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、平成30年1月10日に、G Lの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました(再生事件 No. For. 1/2561)。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は平成30年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは平成30年4月17日に控訴申立てを行っており、平成30年4月18日にタイ中央破産裁判所はその控訴申立てを受理しております。

#### GLの見解及び対応について

GLが受けた法律顧問からの助言によると、中央破産裁判所はJトラストアジアのGLに対する控訴手続きが開始されますが、これからの控訴審で新たな決定がなされるまでは平成30年3月19日にタイ中央破産裁判所が下した棄却の決定が有効となります。従いまして、Jトラストアジアによる控訴申立ては当社の事業運営に全く影響ございません。GLが事業を遂行するにあたり、何ら制限はなく、全ての事業取引が自由に実行可能な状態にあります。当該控訴審を受け今後審尋することになっておりますが、当社の業務に差し障りが出るものではありません。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、または、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、GLは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書(貸借対照表)において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、GLの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、GLは非常に高い実績をあげております。従って、GLは会社更生が適用される基準内に入ることはなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、GLは今後必要且つ適切な法的措置を法律顧問と協議しつつ進めております。

#### (2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

##### GLH等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、最低210百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してGLHは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産凍結命令の復活を求める控訴を行いました。

当該控訴審につきましては、2018年6月1日にGLHに対して、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて180百万USドルまでの全世界における資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。当該資産凍結は別途進行している損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものです。当該資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されることはなく、Jトラストアジア等の第三者へ資産が移転するものではありません。

#### GLの見解及び対応について

現時点におきましては、GLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GLは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、GLHが貸付取引の借主と共謀し、GLの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。GLHと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、GLの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。

## 2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第117期)の提出日(平成30年6月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月31日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年6月28日提出の臨時報告書)

### (1) 提出理由

当社は、平成30年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### (2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、戸谷雅美氏、此下益司氏、此下竜矢氏、渡邊 正氏、庄司友彦氏の選任をお願いする。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、増田辰弘氏、西村克己氏、久間章生氏の選任をお願いする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)5名選任 の件					
戸谷 雅美	551,935	6,108			可決 98.91
此下 益司	550,221	7,822		(注)	可決 98.60
此下 竜矢	551,829	6,214			可決 98.89
渡邊 正	552,279	5,764			可決 98.97
庄司 友彦	552,135	5,908			可決 98.94
第2号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件					
増田 辰弘	552,276	5,767			可決 98.97
西村 克己	552,640	5,403		(注)	可決 99.03
久間 章生	550,592	7,451			可決 98.66

(注) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 3. 資本金の増減について

該当事項はありません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第117期)	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日	平成30年 6 月28日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------------	---------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

昭和ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 限定付適正意見の根拠

（追加情報）に関する注記（連結子会社Group Lease Holdings PTE . LTD . が保有する貸付債権等について）に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL .（以下「GL」という。）の子会社Group Lease Holdings PTE . LTD . が保有する貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などを指摘された。この指摘に対し会社の連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスにおいて第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査等しているが、現在においても、タイSEC指摘の根拠を特定することはできていない。会社は当連結会計年度決算において第三者委員会の調査結果等も踏まえて、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額（営業貸付金及び未収利息）に対して保守的な観点から貸倒引当金（6,213百万円）を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額6,020百万円を計上し、未収利息相当については売上高を266百万円減額した。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連するこれらの項目について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできなかった。

したがって、当監査法人は、タイSEC指摘に関連する金額及び比較情報に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかった。

#### 限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

（追加情報）に関する注記（JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求等について）及び（重要な後発事象）に関する注記に記載されているとおり、会社連結子会社 G L は、G L が発行した180百万USドル（当連結会計年度末191億円）の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. から転換社債の即時一括弁済などを請求されており、タイ王国及びシンガポール共和国において、G L 並びに G L H 等に対し各種の訴訟が提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、昭和ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 限定付適正意見の根拠

財務諸表監査の「限定付適正意見の根拠」に記載されている事項に関連し、当監査法人は、海外連結子会社 G L H の特定の融資取引の内部統制評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### 限定付適正意見

当監査法人は、昭和ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、開示すべき重要な不備が存在しているが、財務諸表監査の「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、財務諸表監査に及ぼす影響はない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

昭和ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第117期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。